

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ 教育関係事業補助金等交付要綱の一部改正 予 算 経 理 室 1頁

お 知 ら せ

平成22年 4月 9日付け三重県公報第2178号に、教育関係事業補助金等交付要綱について次のように告示されました。

三重県告示第226号

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成22年 4月 9日

三重県知事 野 呂 昭 彦

教育関係事業補助金等交付要綱の一部を改正する告示

教育関係事業補助金等交付要綱（昭和52年三重県告示第52号）の一部を次のように改正する。

別表第3号の項（E）の欄中
「東海地区豊学校体育連盟
第46回全国豊学校卓球大会実行委員会」
を
「東海地区豊学校体育連盟」
に改め、同表第12号の項

（E）の欄を次のように改める。

三重県高等学校文化連盟

別表第16号の項（B）の欄及び（C）の欄中「市町教育委員会」を「市町教育委員会等」に改め、同項（E）の欄中「市町」を「市町等」に改め、同表中第17号の項を削り、第18号の項を第17号の項とし、同表第19号の項（A）の欄を次のように改め、同項を同表第18号の項とする。

日本スポーツマスターズ2010三重大会実行委員会負担金

別表中第20号の項を第19号の項とし、同項の次に次のように加える。

20	外国人児童生徒受入促進事業補助金	日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍が多い市町及び学校の日本語指導、適応指導等の取組を支援する。	外国人児童生徒を受け入れた学校等での日本語指導、適応指導等の取組への支援、就学に関する保護者への説明会、日本語指導等の教材作成等に要する経費	教育長が別に定める。	市町
----	------------------	---	--	------------	----

別表第21号の項を次のように改める。

21	第51回全国病弱虚弱教育研究連盟研究協議会三重大会負担金	第51回全国病弱虚弱教育研究連盟研究協議会三重大会を開催する。	第51回全国病弱虚弱教育研究連盟研究協議会三重大会開催準備に要する経費	教育長が別に定める。	第51回全国病弱虚弱教育研究連盟研究協議会三重大会主管校事務局
----	------------------------------	---------------------------------	-------------------------------------	------------	---------------------------------

別表に次のように加える。

22	文化財全国大会等補助金	県内の文化財に係る活動の振興を図る。	県内で開催される文化財に関する全国規模の大会に要する経費	教育長が別に定める。	事業を主催する団体
----	-------------	--------------------	------------------------------	------------	-----------

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の教育関係事業補助金等交付要綱の規定は、平成22年度分の補助金等から適用する。

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社